

伊勢茶の振興に関する条例（仮称）の検討の方向性について
（正副委員長 たたき台）

1 条例の目的

- ・ 条例の目的としては、「伊勢茶の普及の促進及び食育の推進を図ること」を軸足としてはどうか。
- ・ 上記の目的を軸足としつつ、それ以外にも茶農家支援策のうち、消費ニーズに応じた茶生産の支援、いわゆる6次産業化の支援等といった消費拡大に関する施策について条例に規定することも検討。

2 条例の対象となるお茶の範囲・定義

- ・ 条例の対象となるお茶の範囲については、「三重県産のお茶全般を広く対象とすること」として議論を進めてはどうか。
- ・ 条文上どのように表記（定義）するかについては、具体的な条文を検討する段階において、改めて検討することとしたい。

3 条例に盛り込む施策等

意見シートをもとに条例に盛り込む施策等をまとめると、概ね次のとおりと整理される。

(1) 基本理念・責務等

- ① 伊勢茶の普及の促進及び食育の推進の基本理念
- ② 県、茶業関係者等の責務・役割

(2) 計画、推進体制等

- ① 「伊勢茶振興計画」への施策等の反映
- ② 県、茶業関係者等との相互の連携協力体制の整備

(3) 基本的施策 ()内は具体的な施策の例

- ① 伊勢茶の普及の促進
 - ・ 飲食店における伊勢茶の提供の推進（伊勢茶の有償提供の取組支援、伊勢茶の乾杯の推進等）
 - ・ 伊勢茶の普及宣伝の強化（伊勢茶の歴史・文化に関するPR、伊勢茶の効能に関するPR、伊勢茶の観光客向けPR、県内物品等との連携等）
 - ・ 伊勢茶の新用途への利用促進に対する支援（消費ニーズに合わせた茶生産への転換支援、新用途への利用に関する情報の提供等）
 - ・ 海外における伊勢茶の輸出支援（伊勢茶の輸出を行う事業者の支援等）

② 伊勢茶の食育の推進

- ・ 学校教育における伊勢茶を飲む機会、伊勢茶について学ぶ機会等の確保（給食等への伊勢茶の提供、伊勢茶に関する教材（伊勢茶学）の作成等）
- ・ 伊勢茶に対する県民の理解と関心の増進（家庭、地域等における伊勢茶の食育の推進、伊勢茶に関する普及啓発活動等）

③ 「伊勢茶の日」又は「伊勢茶月間」